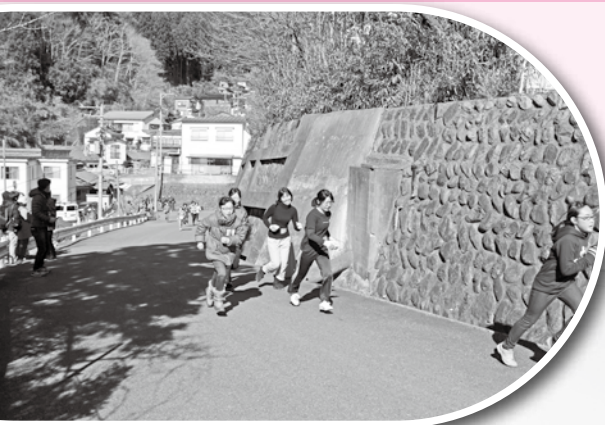


いわてのNPO・ボランティア活動情報誌

いわてのNPO・ボランティア活動を
笑顔でつなぐパイン



特集 協働のすすめ

一関市室根町第12区自治会と漁民の活動..... 02-03

CSR紹介 ヒヤマフォトスタジオ04

岩手県社会福祉協議会からのお知らせ05

岩手県からのお知らせ

イベント情報・助成金 06-07

NPO活動交流センターからのお知らせ08

【表紙のご紹介】

新春 韋駄天競争

2月7日に、「津波が来たら速やかに高台に避難する。」という意識を啓発させる「韋駄天競争」(仙寿院主催)が、釜石市で行われました。距離286m標高差26mの道のりを老若男女問わず、参加者全員が走り切りました。競技終了後は、震災の被害に遭われた方々のために黙とうを捧げ、ご冥福をお祈りしました。

特集 協働のすすめ



自治会長の三浦さんにお話をうかがいました。

森は海の恋人

一関市室根町矢越山(やごしやま)ひこばえの森で、平成5年から毎年6月第1日曜日に、「森は海の恋人植樹祭」を行っています。この活動は、山に広葉樹を植えることで森が豊かになり、その豊かな森にある腐葉土から栄養分がたくさん含まれた水が川によって海に運ばれます。その栄養がカキなどのエサとなる植物プランクトンを育てます。この活動を始めたきっかけは、ある環境汚染がきっかけでした。

気仙沼湾はカキやホタテなどの養殖業が盛んな良港です。しかし昭和50年代から、赤潮が発生し気仙沼湾は茶色に染まり環境が悪化してきました。カキは呼吸するときに、水と一緒にプランクトンを取り込みエサにします。このとき赤潮の原因となるプランクトンを取りこんでしまったカキは、身が赤くなり「血ガキ」と呼ばれ商品価値が無くなってしまいます。

このとき気仙沼でカキの養殖をしていた畠山 重篤さん(現在：NPO法人 森は海の恋人 代表)は、赤潮の解決方法を探していました。海外にも足を運び、フランスを視察したときに、「海が元気なのは、川がいいから。川がいいのは、豊かな森があるから。豊かな森があれば海は荒れないよ。」という事を学びました。気仙沼湾には、大川という川が注いでいて、その流域には、室根町の山や森があります。そこで畠山さんは、室根にその旨を伝えるためにやってきました。

地域の支え合い

平成元年から室根山で始まった「森は海の恋人植樹祭」は、室根山が県立自然公園に指定されているため、植樹をする範囲が制限され思うような活動ができませんでした。当時の室根町第12区自治会では、地域おこしを始めた頃でした。「地域の目玉となる水車を建てたけど、今後どうしよう?何かないかな?」という状態のときに、畠山さんの活動が耳に入り、自治会の集まりのときに講演をし「室根山ができないなら、おらほのどこ(矢越山)でやらないか。」と自治会から声があがりました。当時、矢越山は人の手が入らず荒れ放題であったため、枯れた木や松くい虫被害などの木を全部伐採して広葉樹に植え替えたなら、人も森も水も豊かになれると考えました。そのときの畠山さんは、涙を流して喜んでいました。

一方で一部の住民の間では、「なんで、海のやつ儲け仕事のために、俺たちが働かなきゃいけないんだ。」「向こうだけがメリットがあって、こちらには何もない。」という意見がありました。しかし、対話を続け行動を示せば理解してくれると信じ、平成5年から「森は海の恋人植樹祭」は矢越山で行われるようになりました。自治会と漁民の植樹活動参加人数は、当初50名くらいでしたが、少しずつ参加人数が増えていき700名から800名の方が参加してくれるようになりました。また参加人数に反比例するように、活動に反対する声は無くなっていきました。少しずつ知名度や活動の幅が広がってきたのですが、平成23年3月にあの東日本大震災が発生しました。

第12区自治会は、震災では大きな被害がありませんでしたが、気仙沼市を含め沿岸地域は大きな被害を受けました。植樹祭は毎年6月に行っているのですが、震災年の沿岸地域の方には「それどころではない!」とされました。

室根町では山の人として、大きな被害を受けた海の人をどうにかしたい、どうにか立ち上がってほしいとい

一関市室根町第12区自治会と漁民の活動

う気持ちでいっぱいだったため、「俺たちは復興のため、みんなのやる気、意気込みを燃え上がらせたい!あなたたちは今回、何もしなくて良い!俺たちが全部用意するから、お客様として来てくれ!」ということで6月に植樹祭を開催しました。その開催が大きな反響を呼び、参加人数が過去最大の1500名を超え、募金額が半日で70万円くらい集まったので、全て海の方に寄付しました。

協働の意外なメリット

「森は海の恋人植樹祭」を始めてから「自分は自分、人は人」という地域住民の意識が大きく変化したと感じます。「木を植えたから生活が良くなった。」「収入が増えた。」というわけではありませんが、他人を思いやる心が育まれたことは、大きなメリットだと思います。

地域の人は、新しく来た人には冷たいというイメージがあるかもしれませんが、第12区自治会では植樹祭を通して、新しい人に触れ合うことに慣れているので、積極的に「どこから来たの?」「野菜持ってけ。」というように話しかけますね。

また、若者が定住するためには仕事が不可欠なため、「県外に住む子どもが家に帰ってこない」と悩んでいる人には、行政職員募集を紹介し今では地元に戻り行政職員として働いています。さらに、第12区自治会に地域起こし協力隊の方が奥さんと来てくれたのですが、地域づくりに興味があった奥さんは、室根のまちづくり協議会の事務局で働いています。



丁寧に植樹を行っています。



毎年たくさんの方が参加しています。

協働に大事なもの

他の地域や自治会の方に、「12区さんのようにはできないよ。」「おらほのどこでは、ちょっとなあ。」と言われます。けれど第12区自治会がやっていることは、特にすごいことではなく、「何かやりたい。」「何かネタはないか。」ということを考えて動いた結果、今のようになっているだけです。植樹祭で言えば、最初から1500人の人数を集めようとしたわけではありません。最初は50名ほどでした。

「協働」というもので大事だと思うのは、「一段ずつ上がること。」ということです。最初から大きな事や立派な事をやろうとするのではなく、地域に住む住民がこつこつとやれることを積み重ねていくことで、大きな協働になっていくと思います。そして、その過程で住民を取りまとめるコミュニティが必要になり、その役割を自治会や町内会が担っていかなければなりません。たまに自治会や町内会を親睦団体のように考える方がいますが、そういうことでなく「地域をどう引っ張るか。」「地域をどう主催していくか。」と考える必要があります。コミュニティの代表が、リーダーシップを示し、責任を持って支えていくという意識改革ができれば、どんな地域も輝いていくと思います。

ひこばえの森交流センター

〒029-1202 岩手県一関市室根町矢越山古沢94-7
TEL:0191-64-3017

企業が行う社会貢献！CSRの事例紹介

株式会社 ヒヤマフォトスタジオ

長寿写真撮影ボランティア事業とは？

盛岡市内にお住まいのご長寿の皆さまを対象に、長寿のお祝いに写真撮影と写真贈呈を無償で行う事業です。盛岡市社会福祉協議会および各地域の民生委員の協力のもと、平成元年から始まったこの事業は、昨年で27回目を迎え毎年多くの応募がある人気の事業。代表取締役の樋山さんにお話をうかがいました。



素敵な写真を撮っています♪

おじいちゃんおばあちゃんに恩返し

「今の私たちが暮らしているこの豊かな日本を築き上げてくださった人生の先輩方へ、当社のできる事で感謝の気持ちを伝えたい。」という父である先代社長の思いで、平成元年から始まった「長寿写真撮影ボランティア事業」。その頃は、CSRや企業の社会貢献という言葉はなじみが無く、周囲からは、「偽善行為か?」と言われてたり、撮影する高齢者の方からは「盛岡市の事業として遺影を撮ってくれるのか?」と誤解されたりと、苦労したとのこと。それでも地道に事業を行っていくと、撮影が追いつかないほど、どんどん希望者が増えた。これは無理をしてまで事業を行うのではなく、この事業を長く継続して行うことを最優先に考え、当初80歳以上の高齢者を対象としてスタートしたが、平成15年頃からは89歳以上の方100名～150名前後と募集定員を設け、事業を継続して行っている。

撮影時期は業務の閑散期である7月～8月初め。撮影を行う場所のご自宅が多く、かしこまったものではなく、普段通りのおじいちゃんおばあちゃんのポートレートを撮影している。例えば書道が趣味の方は、書道をしている姿を、農業を営んでいる方は農作業をしている姿など。撮影した高齢者の方からは、「なんか俳優さんになった気分だよ。」「プロのカメラマンさんに撮ってもらえてすごく嬉しい。」と温かい言葉や感謝の手紙を毎年頂き、この事業を継続して来て本当に良かったと語っていました。

ある気付き

ある夏の暑い日、ある一人暮らしのおじいちゃんの撮

影を終え、次の撮影現場へ向かおうとしたとき、その方から「アイスクリームでも食べていきなさい。」と言われ、撮影スタッフは次の方の撮影があるため断ろうとしたところ、「若い者は遠慮せずに出された物は食べなさい!」と一喝され、「これも人生の諸先輩の貴重な教えのひとつ。」と頂いたとのこと。

また、同行する民生委員の方々が独居高齢者のお世話をしている場面を目の当たりにし、日頃から高齢者宅に出向きボランティアで支援する民生委員の方々の苦勞を知るなど、多くの気付きがあると語っていました。

社会貢献のメリット

この事業を行っていくなかで、ヒヤマフォトスタジオにもメリットが生まれている。

それは、社員が社会福祉について考える機会になる事に加え、普段のスタジオでの接客とは違うコミュニケーションを学ぶことができること。また、撮影に伺ったお宅で戦時中の特攻隊の話を聞き貴重な写真を見せて頂くなど、今の私たちが「見ること」「感じること」ができない人生の先輩方の貴重なお話を聞く機会ができたことなど。

これからも自分たちが出来る範囲でこのボランティア事業を継続し、商売をさせて頂いているこの地域への恩返しとして社会貢献を行っていききたいとのこと。



感謝の気持ちを込めて写真を贈呈します。

株式会社ヒヤマフォトスタジオ

〒020-0066 岩手県盛岡市上田3丁目16-29
TEL: 019-654-2304 FAX: 019-624-2302
URL: <http://hiyama-studio.co.jp/>

岩手県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センターからのお知らせ

ボランティア豆知識

《ボランティア活動保険について》

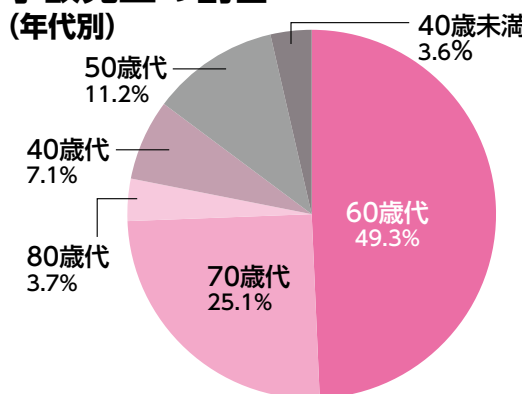
～事故の発生状況と活動の留意点～

〈事故の発生状況〉

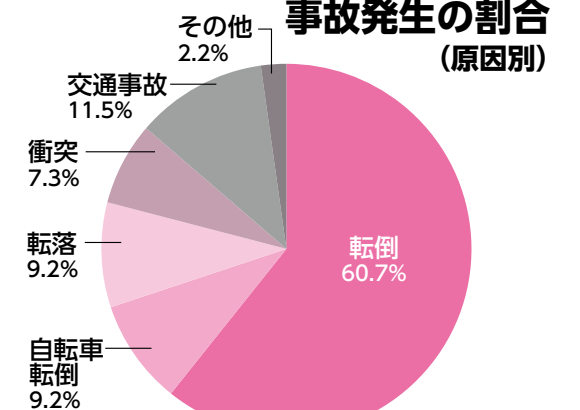
年代別では「60代」、原因別では「転倒」が最多！
平成25年度のボランティア活動保険事故データの分析によると、下記のとおり、年代別では約8割が60歳以上の方、原因別では転倒が6割以上を占めています。

若い世代に比べ、高齢の方の事故発生割合が高く、場合によっては、後遺障害につながり、その後の生活にも影響を与えかねない状況です。

事故発生の割合 (年代別)



事故発生の割合 (原因別)



(出典: 全国社会福祉協議会・損害保険ジャパン日本興亜株式会社)

〈活動の留意点～あんぜんボランティア10大ポイント～〉

このことを受けて、全国社会福祉協議会では、次のとおり「あんぜんボランティア10大ポイント」を提唱しています。事故発生割合の高い60代以上の方々に限らず、世代を問わず留意すべきこともありますので、参考にしてください。

○あんぜんボランティア10大ポイント

- ①今の自分にできることか、見きわめながら活動しましょう。
- ②転倒防止のため、日頃から体力づくりに努めましょう。
- ③足元の安全を確認する習慣をつけましょう。
- ④活動当日の体調を把握しましょう。
- ⑤活動内容に適した服装を心がけましょう。
- ⑥準備運動で身体をほぐしてから活動しましょう。
- ⑦疲れを感じたら、必ず休憩しましょう。
- ⑧ヒヤリとしたこと、ハッとしたことはメンバー内で共有しましょう。
- ⑨自転車の運転には細心の注意をはらいましょう。
- ⑩不用意に犬に近づくのはやめましょう。

お問合せ先

岩手県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター
TEL: 019-637-4483 FAX: 019-637-7592

「NPO法人遠野・山・里・暮らしネットワーク」が認定NPO法人となりました!

遠野市にある「NPO法人遠野・山・里・暮らしネットワーク」が、岩手県で10番目となる認定NPO法人に認定されました。

認定NPO法人制度は、財政基盤が脆弱なNPO法人への寄附を促すもので、岩手県の認定を受けることにより、寄付をする側も受ける側も税制上のメリットを得ることができます。

NPO法人遠野・山・里・暮らしネットワーク

- ・代表者：菊池 新一
- ・住所：岩手県遠野市東館町6番16号
- ・認定の有効期間：平成28年2月24日から平成33年2月23日まで
- ・活動内容：あらゆる地域資源を活かし、都市住民と農山漁村の交流を進めることにより都市と都市の均衡ある発展を目指し多彩な活動をしています。東日本大震災発災後は、後方支援活動、生業の創生、コミュニティの活性化等、支援活動を継続的にを行っています。

「認定NPOのご相談」は「認定NPO法人専門員」へ

県庁若者女性協働推進室では、「認定NPO法人」を目指す県内のNPO法人を支援するために、認定NPO法人専門員を配置しております。「うちの法人は認定NPO法人の基準に合致するのか?」「認定NPO法人になるには、どんな申請書類を用意すればいいのか?」など、認定NPO法人に関する相談や窓口については、こちらをご利用ください。

認定NPO法人専門員による相談窓口

岩手県環境生活部 若者女性協働推進室
火曜日を除く平日 午前9時～午後5時
〒020-8570 盛岡市内丸10-1
TEL:019-629-5199
FAX:019-629-5354
E-mail: AC0006@pref.iwate.jp

イベント情報

こころのケアセミナー (子どものこころのケア)

【内容】 3月11日の大震災で傷ついたこころを支えるためのセミナーです。大切な人を亡くした方身近にそういう人がいる方など関心のある方のご参加を、お待ちしております。

【日時】平成28年3月26日(土)13:30～15:30
【会場】アイーナ 7階 岩手県立大学アイーナキャンパス (盛岡市盛岡駅西通1-7-1)
【参加費】無料、申し込み不要。

【お問合せ先・お申し込み先】
岩手県臨床心理士会震災支援プロジェクトチーム
FAX:019-613-5345
E-mail:iwate_cp_griefcare@yahoo.co.jp

NPOや年金に関する無料相談会

【日時】平成28年3月26日(土) 13:00～16:00

【場所】アイーナ 6階 団体活動室1ABCD
(盛岡市盛岡駅西通1-7-1)

【相談内容】(事前に相談の内容を簡単に電話&FAXでお知らせ下さい)

- ・NPO法人の会計について NPO法人の会計・経理、仕訳、伝票処理、給与計算・決算処理、ソフトの操作指導、ソフトの購入相談等
- ・NPO法人の設立・運営管理 認証申請書類の作り方、定款・役員等の変更、諸規程の作り方や改定、諸官庁への書類の作り方、労務に関する相談等
- ・社会保険関係等

【お問合せ先・お申込先】

NPO法人シニアパワーいわて 事務局:中村
TEL:080-1663-8418 FAX:019-626-0098
E-mail:zensyo.n@gmail.com
URL:http://blog.canpan.info/spi/

助成金情報

岩手県庁林業振興課 「平成28年度県民参加の森林づくり促進事業」

【募集内容】

1. 森林を作る活動
2. 森林を学び活かす活動
3. 森林資源を生かす活動
4. 森林資源を沿岸被災地のために活かす活動(被災地枠)

【補助額】定額(1団体あたりの上限は100万円以内)

【応募期間】平成28年3月15日(火)まで

URL:https://www.pref.iwate.jp/ringyou/shinrinzei/025251.html

社会福祉法人NHK厚生文化事業団 「地域福祉を支援するわかば基金」

次の3つの方法で、ボランティアグループやNPO法人の活動を応援します。

- ・支援金部門(全国)
- ・リサイクルパソコン部門(全国)
※1グループにつき、3台まで
- ・東日本大震災復興支援部門

【支援対象(3部門共通)】

地域に根ざした福祉活動を展開しているグループ。法人格をもっている団体は対象になりません。ただし、NPO法人は対象になります。

【支援金額】

最高100万円(リサイクルパソコン部門は除く。)

【締切】平成28年3月31日(木)必着/郵送のみ

URL:http://www.npwo.or.jp/info/2016/28_wakaba.html

連合・愛のキャン「地域助成」

【対象団体】

- ①地方連合会の推薦がある団体。
- ②連合組合員およびその家族、あるいは退職者が、積極的にNPOなどの運営に参加している団体。
- ③地方連合会が日常的な活動で連携している、NPO等の団体。(構成組織が推薦する場合も地方連合会へ申請すること。)

【締切】平成28年3月31日(木)まで

URL:http://www.jtuc-rengo.or.jp/rentai_katsudo/campa/2016campa/chiiki.html

2016年度(第14回)ドコモ市民活動団体への助成

【助成対象団体】

①日本国内に活動拠点を有する民間の非営利活動団体でNPO法人などの法人格を有するもの、または取得申請中の団体で6月末までに法人登記が完了見込みの団体。なお、活動実績が2年以上であること。

②複数の団体が連携した協働事業の場合は、代表申請団体が上記①の要件を満たしていることを条件とします。地域の中間支援組織(NPO支援センターなど活動支援団体)を代表申請団体とする場合に限り、法人格の有無は問いませんが、任意団体の場合は、会則、規約又はそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算・決算書が整備されていることを条件とします。

※1団体1件の申請に限ります。

【助成金額】

総額2500万円(上限)

標準額/上限額 50万円/100万円

【締切】平成28年3月31日(木)必着

URL:http://www.mcfund.or.jp/



マイナンバー(社会保障・税番号)管理編

Q 民間事業者がマイナンバーを取り扱う際に注意すべきことはありますか。

A マイナンバーは法律又は条例に定められた利用範囲を超えて利用することはできません。マイナンバーを含む個人情報をもやみに提供することもできません。マイナンバーを取り扱う際は、漏えい、滅失、毀損を防止するため、適切な管理のための措置を講じる必要があります。特定個人情報保護委員会のガイドラインを参照してください。

民間事業者においては、これまでも従業員の給与や家族構成など個人情報を適切に管理し、漏えい防止にも取り組まれていると思います。過度に心配していただく必要はありませんが、マイナンバー導入を機会に対策の点検は行っていただきたいと思います。

Q 従業員などのマイナンバーが変更されたことを民間事業者はどのように知ることができますか。

A マイナンバーが変更されたときは申告するよう従業員などに周知するとともに、毎年の扶養控除申告書の提出時など、定期的にマイナンバーの変更の有無を確認することが考えられます。

Q 故意でなく、過失でマイナンバーやマイナンバーを含む個人情報を漏えいしてしまった場合でも罰則が適用されるのですか。

A 過失による情報漏えいに、いきなり罰則ということはありません。ただし、漏えいの様態によっては、特定個人情報保護委員会からの指導や改善命令が出される可能性はあります。また、民事の損害賠償請求がなされる可能性があります。企業の信用・信頼の観点からも適切な安全管理措置の実施をお願いします。

Q 従業員などのマイナンバーを廃棄するタイミングに決まりはありますか。

A マイナンバー関係の事務処理がなくなり、所管法令による保存期間を経過した時点で、マイナンバーはできるだけ速やかに廃棄・削除しなければいけません。廃棄が必要となってから廃棄作業を行うまでの期間は、年末や年度末など、それぞれ適切な時期を決めてください。

※内閣官房マイナンバー社会保障・税番号制度QA基礎編(民間事業者向け) 20問より抜粋

詳しくは下記のマイナンバーホームページを確認ください。

マイナンバー(社会保障・税番号)制度に関するお問合せ(内閣府大臣官房番号制度担当室)

0120-95-0178(無料) 繋がらない場合 050-3816-9405(有料)

平日9時30分～22時00分 土日祝9時30分～17時30分(12月29日～1月3日を除く)

マイナンバーホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

編集後記

来年度で、いわて県民情報交流センターは開館10周年を迎えます。5月上旬には、10周年記念事業を行う予定で、各センターが様々な催し物を企画しています。これからも色々な人が利用したときに、「あ、いーな。」と思われる環境にしていきたいです。(担当 イハタ)

NPO活動交流センターのHPでは、様々なイベント情報や助成金情報を掲載しています。

みなさまからの市民活動情報やPINへの取材依頼もお寄せください。

URL: <http://www.aiinanpo.org/> E-mail: n-katsu@aiina.jp

アイーナ N 活

検索

Twitter フォローお願いします!!!

<https://twitter.com/aiinaNPO>

Facebook いいねをお願いします!!!

<https://www.facebook.com/aiinaNPO>